

作成日 2019/04/12
改訂日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 二硫化モリブデングリース
会社名 株式会社MonotaRO
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名 商品お問合せ窓口
電話番号 0120-443-509
FAX番号 0120-289-888
整理番号 M220112

2. 危険有害性の要約 GHS分類

環境有害性 水生環境有害性(急性) 区分3
水生環境有害性(長期間) 区分3
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

危険有害性情報 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策
廃棄

環境への放出を避けること。(P273)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
鉱油	80~90%	不明	不明	不明	非公開
リチウム石鹼	5~15%	不明	不明	不明	非公開
二硫化モリブデン	1~5%	MoS2	(1)-481	既存	1317-33-5
2,6-ジージターシャリーブチル-4-クレゾール	1%未満	不明	(3)-540,(9)-1805	既存	128-37-0

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気のある場所に移し、体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要に応じて医師の診断を受け大量の水および石鹼で洗い流す。

皮膚に付着した場合

外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

眼に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。瞼の裏まで完全に洗うこと。

飲み込んだ場合

出来るだけ早く医師の診断を受けること。無理に吐かせないで、医師の診断を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

5. 火災時の措置

消火剤

特有の消火方法

粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂
水を消火に用いてはならない。
可燃性のものを周囲から早く取り除く。
指定の消火剤を使用すること。
消火活動は風上より行う。

消火を行う者の保護

初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用い
大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。
高温にさらされる密封容器は水を掛けて冷却する。
適切な保護具(耐熱性着衣)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置
環境に対する注意事項

作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
河川等に排出され、環境への影響を起ささないよう注意する。
付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除く。
着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。
衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、大量の場合は盛り土で囲って流出を防止する。
漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をす
風上から作業し、風下の人を退避させる。

除去方法

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

換気のよい場所で取り扱う。
周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)のものとする。
取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。
取扱い場所の近くに緊急時に洗顔及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。

注意事項

取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。
休憩場所には手袋等の汚染された保護具を持ち込んで
はならない。
皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう適切な保護具を着用する。
密閉された場所における作業には十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着けて作業すること。
発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。
屋外での取扱いは、できるだけ風上から作業する。
容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗
暴な取扱いをしない。

安全取扱注意事項

保管

安全な保管条件

容器はその都度密栓する。
直射日光を避ける。
火気熱源から遠ざける。
通気のよい場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。
防湿に留意する。
長期間の保管を避ける。

安全な容器包装材料

特になし。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
2,6-ジエターシャリーブチル-4-クレゾール	未設定	未設定	TWA 2 mg/m ³ (IFV), STEL -
二硫化モリブデン	未設定	未設定	TWA 10 mg/m ³ (I), 3
鉱油	未設定	未設定	未設定

設備対策

取扱い設備は防爆型を使用する。

保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具 適切な衛生対策	排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。 取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置 かれないような設備とすること。 必要に応じて有機ガス用防毒マスクを着用する。 耐油性手袋 普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型 長袖作業服等 作業中は飲食、喫煙をしない。 マスク等の吸着剤の交換は、定期又は使用の都度行
-----	--	---

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態 形状 色	固体 ペースト(消防法固体) 灰黒色 オイル臭 データなし
臭い 臭いのしきい(閾)値		データなし
pH 融点・凝固点 沸点、初留点及び沸騰範 囲		データなし データなし データなし
引火点 蒸発速度 燃焼性(固体、気体)		>200℃ データなし データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	データなし データなし データなし データなし
蒸気圧 蒸気密度 比重(密度) 溶解度 n-オクタノール／水分配 係数 自然発火温度 分解温度 粘度(粘性率) 動粘性率		データなし データなし 0.91g/cm ³ 難水性 データなし データなし データなし データなし データなし

10. 安定性及び反応性

反応性 化学的安定性 危険有害反応可能性		自己反応性なし 通常条件で安定 情報なし
避けるべき条件 混触危険物質 危険有害な分解生成物		火気、酸化剤との接触 情報なし 熱分解させるとCO(一酸化炭素)、NO _x (窒素酸化物)、 SO _x (硫黄酸化物)等が発生するおそれがある。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分外に該 当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた め、区分外から分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分外に該 当。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているた め、区分外から分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。

	(蒸気) データ不足のため分類できない。
	(粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
呼吸器感受性又は皮膚感受性	(呼吸器感受性)
	データ不足のため分類できない。
	(皮膚感受性)
生殖細胞変異原性	データ不足のため分類できない。
発がん性	データ不足のため分類できない。
生殖毒性	データ不足のため分類できない。
	(生殖毒性)
	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
	※区分2は0.99%含まれる。
	(生殖毒性・授乳影響)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	データ不足のため分類できない。
	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
	毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
	毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分外から分類できないに変更。
吸引性呼吸器有害性	動粘性率が不明のため、分類できないに該当。
12. 環境影響情報	
水生環境有害性(急性)	(毒性乗率 × 100 × 区分1) + (10 × 区分2) + 区分3の成分合計が99%のため、区分3に該当。
水生環境有害性(長期間)	(毒性乗率 × 100 × 区分1) + (10 × 区分2) + 区分3の成分合計が99%のため、区分3に該当。
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意	
残余廃棄物	<p>廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。</p> <p>容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。</p> <p>排水処理、焼却装置等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。</p> <p>廃棄物等を焼却処理する場合は、有毒ガス発生のおそれがあるため、適切な除去装置のある焼却炉を使用すること。</p>

汚染容器及び包装

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報
Marine Pollutant
Transport in bulk
according to
MARPOL
73/78,Annex II ,and
the IBC code.

非該当
Not applicable
Not applicable

国内規制

航空規制情報
陸上規制
海上規制情報
海洋汚染物質
MARPOL 73/78 附
属書II 及びIBC コー
ドによるばら積み輸
送される液体物質

非該当
非該当
非該当
非該当

緊急時応急措置指針番号

航空規制情報

非該当
なし

15. 適用法令

化審法
労働安全衛生法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条
第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条
の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

2, 6-ジーターシャリーブチル-4-クレゾール
(政令番号:262)(5%未満)
モリブデン及びその化合物(政令番号:603)(1%-
10%)
鉬油(政令番号:168)(70%-80%)

水質汚濁防止法
消防法
大気汚染防止法

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
非危険物
有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中
央環境審議会第9次答申)

外国為替及び外国貿易法

輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2
の2号承認」

特定有害廃棄物輸出入規
制法(バーゼル法)

輸出貿易管理令別表第1の16の項
輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30
年6月18日省令第12号)

化学物質排出把握管理促
進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条
別表第1)

モリブデン及びその化合物(政令番号:453)
(5.0%)

労働基準法

がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第3
5条別表第1の2第7号)

16. その他の情報

参考文献

製造元メーカー提供資料
NITE GHS分類結果一覧
JIS Z 7252 GHSに基づく化学物質等の分類方法

JIS Z 7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報
の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全デー
タシート(SDS)

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス
日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム
「ezSDS」により作成。

その他

危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、
取扱いには十分注意して下さい。